

## 平成29年度第11回役員会議事要旨

日時 平成29年12月18日（月）13時10分～14時43分  
場所 学長室  
出席者 和田学長，江頭理事，鈴木理事，海老名理事  
欠席者  
陪席者 石橋監事，小嶋監事，近藤副学長，関事務局長

議事に先立ち，和田学長から，「議案6 名誉校友の称号授与について」を追加する旨発言があった。

続いて，和田学長から，事前に配付している12月1日開催の「臨時役員会」の議事要旨の確認が行われた。

### 議 案

1. 国立大学法人小樽商科大学職員懲戒規程の一部改正（案）について
2. 国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部改正（案）について
3. 国立大学法人小樽商科大学権利問題等調整委員会規程の一部改正（案）について

和田学長から，議案1～3は関連する案件のため，併せて附議する旨発言があった。

その後，和田学長から，審議資料1～3に基づき，国立大学法人小樽商科大学職員懲戒規程の一部改正（案），国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部改正（案）及び国立大学法人小樽商科大学権利問題等調整委員会規程の一部改正（案）について諮られ，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，本日付けで施行する旨発言があった。

4. 職員の給与及び役員の報酬の支給基準について（案）

和田学長から，審議資料4に基づき，職員の給与及び役員の報酬の支給基準（案）について諮られ，原案どおり議決された。

併せて，本学給与規程等の改正については，人事院規則等の内容に沿って改正することとし，改正内容については学長に一任することが了承された。

議決後，和田学長から，給与規程等の改正内容については次回以降の役員会で報告する旨発言があった。

5. ウィーン大学との協定更新について

和田学長から，審議資料5に基づき，ウィーン大学との協定更新について諮られ，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，更新手続きを進める旨発言があった。

## 6. 名誉校友の称号授与について

和田学長から、審議資料6に基づき、名誉校友の称号授与について諮られ、原案どおり議決された。

議決後、和田学長から、日程調整のうえ授与式を執り行う旨発言があった。

## 協 議 事 項

### 1. 小樽商科大学学則の一部改正（案）について

和田学長から、協議資料1に基づき、小樽商科大学学則の一部改正（案）について諮られ、附則の記載を一部修正することとし、承認された。

（修正前）この学則は、・・・・・・。ただし、第20条の2の規定については、平成25年度入学者から適用する。

（修正後）この学則は、・・・・・・。ただし、第20条の2の規定については、平成27年4月1日から適用する。

承認後、和田学長から、1月10日開催の学部教授会及び教育研究評議会の議を経て、1月22日開催の役員会に附議する旨発言があった。

### 2. 小樽商科大学ギャップイヤープログラムの骨子（案）について

和田学長から、協議資料2に基づき、小樽商科大学ギャップイヤープログラムの骨子（案）について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、1月10日開催の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、1月22日開催の役員会に附議する旨発言があった。

併せて、平成30年度からのプログラムの試行に向けて、具体的内容についてはグローバル戦略推進センターグローバル教育部門で検討することといたします。附議する旨発言があった。

### 3. ウーロンゴン大学との協定更新について

和田学長から、協議資料3に基づき、ウーロンゴン大学との協定更新について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、1月10日開催の教育研究評議会の議を経て、1月22日開催の役員会に附議する旨発言があった。

#### 4. カルガリー大学及びハワイ大学カピオラニコミュニティカレッジとの協定締結に向けた折衝の開始について

和田学長から、協議資料4に基づき、カルガリー大学及びハワイ大学カピオラニコミュニティカレッジとの協定締結に向けた折衝の開始について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、1月10日開催の学部教授会及び教育研究評議会の議を経て、1月22日開催の役員会に附議する旨発言があった。

最後に、和田学長から、次回の役員会については、1月22日（月）経営協議会終了後に開催予定である旨発言があった。

引き続き、役員懇談会が行われた。

以 上